光源及び光源応用機械器具
電子応用機械器具
交流用機械器具

毛髪乾燥機　一型式
電気温風機　一型式
扇風機　六型式
換気扇　一型式
電気掃除機　一型式
白熱電球　一型式
蛍光ランプ　三型式
エル・イー・ディー・ランプ　一型式
電気スタンド　六型式
ハンドランプ　二型式
庭園灯器具　一型式
装飾用電灯器具　二型式
その他の白熱電灯器具　五型式
その他の放電灯器具　二型式
エル・イー・ディー・電灯器具　二型式
超音波加湿機　一型式
電撃殺虫器　一型式
直流電源装置　十三型式
コンセント付家具　一型式

○国土交通省告示第七百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県湯沢市秋ノ宮

字小沢　一〇七番一　一号から三号まで及び三十五号
一〇六番　四号及び三十二号から三十四号まで
八三番一　五号
八六番　六号、七号、三十号及び三十一号
八六番一　八号から十二号まで、二十八号及び二十九号
八六番一　十三号及び十四号
八六番一地先水路敷　十五号及び十六号
八六番一地先道路敷　二十七号
九一番　十七号から二十二号まで
九一番一　二十三号から二十六号まで
字鴫沢　一番一
字凧下　二番一

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大沢田

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第十四号で指定した土地の区域を除く。）

秋田県湯沢市小野

字大沢田　三〇五番　一号及び二十六号
九五番一　二十五号

秋田県湯沢市横堀

字小沢田　五番　二号
五番地先水路敷　三号
六番　四号
一〇番　二十三号
四番　二十四号
字小林　一三番　五号
二〇番　六号
二三番　七号
三番　八号
七番　九号
五番　十号
字笹森　二番七　十一号
二番六　十二号
三番一地先道路敷　十三号
三番一　十四号
一番二　十五号
字沢田　四番　十六号から十九号まで
三番　二十号及び二十一号
二番　二十二号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沼山沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を平成二十一年国土交通省告示第二百八十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県横手市大沢

字沼山道端　七〇番一　一号
六九番一　八号
二一番一　九号
字桑木沢　五九番　二号から四号まで
四八番　五号
五八番　六号及び七号

○防衛省告示第百二十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年七月七日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

日　時　平成二十六年七月十四日、同月十六日及び同月十七日（予備、同月十五日及び同月十八日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機三機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年七月七日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

日　時　平成二十六年七月十四日、同月十六日及び同月十七日（予備、同月十五日及び同月十八日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻、航空機三機

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年七月七日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

日　時　平成二十六年七月十七日及び同月十八日（予備、同月十九日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒